

Photo News

市内の出来事などを
写真でお知らせします。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

7月2日 プリモライブラリーはむら（図書館）▶

屋上で3年ぶりに行われたハーブ鑑賞会。ボランティア団体「ハーブはむら」の皆さんが丹精込めて育てているいろいろなハーブが見ごろを迎えました。いつもは入れないガーデンの中をそぞろ歩き、たくさんの方が花と香りを楽しんでいました。



◀ 7月2日・3日 観光案内所

夏の風物詩「活力市あさがお・ほおずき市」が行われました。和菓子やかき氷、自家製コロツケ、おにぎりなども販売されていました。訪れた皆さんは、どの花にするか楽しそうに選んでいました。



7月2日 親水公園▶

親水公園のじゃぶじゃぶ池は、親子連れに大人気。水遊び場の水深が浅いので、小さなお子さんでも楽しむことができます。この日も親子連れが次々と集まってきました。ボールや水鉄砲を無料で借りることができます。8月1日(月)～28日(日)は毎日開園しています。



◀ 7月19日・20日 プリモホールゆとろぎ

今年7回目を迎えた「メリーリボン演劇祭」。多摩地域で活動する11団体が出演し、来場者数は2日間で延べ477人の大盛況！見る側にも演じる側にもたくさんの笑顔が見られた2日間でした。写真は出演団体の「劇団宙☆ポラリス」公演の様子。



届け出

工場・指定作業場の設置・認可の届け出

工場
工場を新たに設置する場合、または認可を受けている設備などを変更する場合には、工場設置（変更）認可申請書を、着工60日前までに市に提出してください。

対象 次の物品の製造、加工または作業を常時行う工場

- ① 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用するもの
 - ② 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する特定作業（例：印刷・製本など）
 - ③ 条例*で定める特定の作業（例：金属の酸洗い、ドライクリーニング、金属の切断など）
- 申請手数料**（作業場の床面積による）
〔工場設置認可手数料〕
- 500.0㎡以下：8700円
 - 500.0㎡を超え1000.0㎡以下：1万4200円
 - 1000.0㎡を超える：2万2000円
- 〔工場変更認可手数料〕
1件につき7600円

指定作業場

条例*に定められた内容の作業を行う場所のことです。20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンドなどの公害発生の恐れがある作業場などが該当します。

指定作業場を新たに設置する場合や届出済みの作業場の設備などを変更する場合は、着工30日前までに、市に設置（変更）届を提出してください。

認可 認可を受けず工場の設置などをした場合は、法人の代表者、代理人、使用人、従業員などの違反行為とともに法人も罰せられます。東京都公害監察員による立入検査なども行います。適切な手続きをお願いします。

※詳しくは、市公式サイトをご覧いただくか、問い合わせください。
*条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

問合せ 環境保全課 226



新型コロナウイルス感染症に負けない！

健康管理術

「健診のススメ」コロナ禍でも定期的に受けよう

■生活習慣病はなぜこわい？

生活習慣病とは、偏った食生活や運動不足、喫煙などの積み重ねが原因となつて発症する、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの病気のことです。

お腹周りの内臓に脂肪が蓄積した「内臓脂肪型肥満」に生活習慣病が重なる、動脈硬化を進行させ、脳卒中や心疾患といった命に関わる病気を招く危険が高まります。

加えて、初期の生活習慣病は自覚症状がないことが多く、気が付かないうちに進行している場合も。生活習慣病の早期発見・治療のために、定期的に健診を受けて、自分の健康状態を正しく把握することが大切です。

■メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪のたまりすぎが原因で、高血圧や脂質異常など複数の病気を併発し、動脈硬化が急速に進行しやすくなっている状態のことを言います。

■特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を受けましょう

特定健康診査とは、メタボリックシンドロームに着目した健診で、医療保

問合せ 健康課（保健センター内） 625

険者（被用者保険・国民健康保険）が行うものです。40歳以上75歳未満の被保険者が対象です。

後期高齢者医療制度健康診査は、後期高齢者医療制度の被保険者に対して行う健診です。

令和4年度は、6～10月に行います。10月は大変込み合いますので、早めに受診してください。

■羽村市の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査

市では、羽村市国民健康保険に加入している方と後期高齢者医療制度に加入している方に特定健康診査と後期高齢者医療健康診査を行っています。

※自覚症状がある場合は、健診を待たずに、速やかに医療機関を受診しましょう。

※健診の結果、要精密検査や要治療と判定された場合には、精密検査のために医療機関を受診しましょう。

参考：政府広報オンライン「生活習慣病予防と早期発見のためにがん検診と特定健康診査・特定保健指導の受診を」